

鳥取市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月26日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市規則第64号

鳥取市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年鳥取市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「生理に有害な勤務に従事する女性の会計年度任用職員及び生理日において」を「女性の会計年度任用職員が、生理に伴う身体的又は精神的影響により」に、「女性の会計年度任用職員の生理日」を「場合」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。